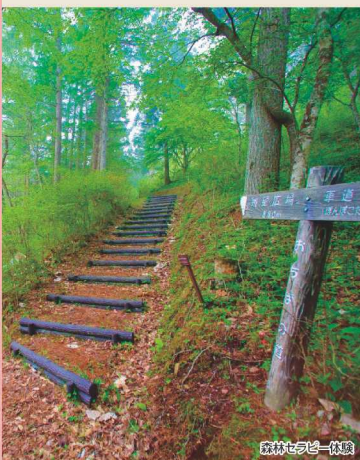


32 登米市 登米町森林セラピーと 農家民宿ジビエ料理



ツアーのポイント

- 森の木々や森に息づく命が持つ力に癒される、「森林浴」から一歩進んだ「森林セラピー」をガイド付で体験。宮城県で認定されているのは登米ふれあいの森だけです。
- 昼食は農家民宿が提供するジビエ料理!自家飼育された合がモを使用したカモうどんなど、こだわりの料理を提供します。
- 連続テレビ小説の舞台地として話題のみやぎの明治村を見学!遠山之里では登米市のご当地キャラ“はっトン”がお出迎え♥



出発日
10月29日(土)

募集定員 (最少催行人員15名) 1名様より申込み可能 **20名**

旅行代金 (大人お一人様) (子供お一人様)
9,500円 9,000円

バス会社 佐沼交通株式会社又は同等クラス

お問い合わせ先
さくらツーリスト本社営業所
TEL.0220-22-4600
宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木5-3-25
宮城県知事登録旅行業第2-345号 全国旅行業協会正会員

■昼食付き / 全行程添乗員同行



募集型企画旅行条件書 (要約)

お申込みいただく前に下記旅行条件書を必ずお読みください。お申込みの際には旅行条件書(全文)をお渡しいたします。必ず事前にご確認のうえお申込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、さくらツーリスト(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に、当社が定める申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金の一部又は全部として取扱います。
- (2) 当社は、電話・郵送・ファクシミリ等の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ等は翌営業日の受付となります)。期間内に申込金のお支払いがない場合は、予約が無かったものとして取扱います。

●旅行代金及び支払い期限

- (1) 「旅行代金」は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が12歳以上の方はおとな旅行代金、3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金となります。旅行代金に子ども代金の区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- (2) 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前までに全額お支払いいただけます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただけます。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、食事代(自由食を除く)、観光入場料金(自由見学を除く)、消費税等諸税、添乗員・バスガイド同行の場合の必要経費、旅行保険代。お客様の都合により一部利用されない場合でも払い戻しはいたしません。

●お客様による旅行契約の解除

お客様は、下記に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができます。

取消日(契約解除の期日)	取消料(お一人)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)10日前~8日前まで	旅行代金の20%
	(2)7日前~2日前まで	旅行代金の30%
(3)旅行開始日前日	旅行代金の40%	
(4)旅行開始日当日 ※(5)を除く	旅行代金の50%	
(5)旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

●当社による旅行契約の解除

- (1) お客様が期日までに旅行代金を支払わなかった時は、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ① 当社のあらかじめ明示した旅行参加条件を満たしていない時。
 - ② 病気・必要な介助者の不在等で当該旅行に耐えられないと認められる時。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れのある時。
 - ④ 最少催行人員に満たない時。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前にお客様に通知し、お預かりしている旅行代金を全額払い戻しいたします。

●特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被災した一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、及び携行損害補償金を支払います。

●旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に規定の率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日から30日以内に支払います。

●個人情報の取扱い

旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配に、手続き上必要な範囲内において利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2022年2月1日現在です。

〈旅行企画・実施〉宮城県知事登録旅行業第2-345号

さくらツーリスト

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木5-3-25

電話番号：0220-22-4600

(一社) 全国旅行業協会正会員
国内旅行業務取扱管理者：千葉 直子

契約に際し不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当営業所取引責任者)にお尋ねください。